

介護老人保健施設ゆなみ

訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション利用約款

第1条 (約款の目的)

介護老人保健施設ゆなみ（以下「当事業所」という。）は、要介護状態もしくは要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、一定の期間、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めるることを、本約款の目的とします。

第2条 (適用期間)

- 1 本約款は、利用者が訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用同意書を当事業所に提出したときから効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。
- 2 利用者は、第4条または第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当事業所の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を利用することができるものとします。但し、本約款、重要事項説明書、別紙1（以下「本約款等」という。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

第3条 (身元引受人)

- 1 利用者は次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。
 - ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。
 - ② 弁済をする資力を有すること。
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当事業所に対して負債する一切の債務を極度額30万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、利用者が前項の責任のほか、利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力する責任を負います。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は、当事業所、当事業所の職員又はほかの利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内に身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当事業所は身元引受人に対し、当事業所に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

第4条 (利用者からの解除)

- 1 利用者は、当事業所に対し、利用中止の意思表明をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用を解除することができます。なお、この場合、利用者及び身元引受人は、速やかに当事業所及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。（本条第2項の場合も同様とします。）
- 2 身元引受人も前項と同様に訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。
- 3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他のご利用いただいた費用を当事業所にお支払いいただきます。

第5条 (当事業所からの解除)

当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と判定された場合。
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間数を超える場合。
- ③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2ヶ月以上滞納しその督促をしたにもかかわらず7日以内に支払われない場合。
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な訪問リハビリテーション（予防介護訪問リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断された場合。
- ⑤ 利用者が、当事業所、当事業所の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当事業所が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、事業所・設備の故障、その他のやむを得ない理由により利用させることができない場合。

第6条 (利用料金)

- 1 利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対し、本約款に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの対価として、重要事項説明書の利用単価ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当事業所は、利用者の経済状態などに変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
- 2 当事業所は、利用者、身元引受人または利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付します。利用者又は身元引受人は、連帯して、当事業所に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。

3 当事業所は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定するものに対して、領収書を所定の方法により交付します。

第7条 (記録)

- 1 当事業所は、利用者の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。
- 2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当事業所は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当事業所が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その利用者の利益に反するおそれがあると当事業所が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことがあります。
- 4 前項は、当事業所が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当事業所は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当事業所が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

第8条 (虐待の防止について)

当事業所は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講ずるよう努めるものとします。

第9条 (秘密の保持及び個人情報の保護)

当事業所とその職員は、当法人の個人情報の保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙1のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等。
- ② 居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター等との連携。
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合などの主治の医師への連絡等。
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合。（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等。）

第10条 (緊急時の対応)

- 1 当事業所は、利用者に対し、事業所医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診察を依頼することがあります。
- 2 前項のほか、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

第11条 (事故発生時の対応)

- 1 サービスの提供等により事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 事業所医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当事業所は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

第12条 (要望又は苦情の申出)

利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当事業所の提供する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に対しての要望又は苦情等について、重要事項説明書に記載のある担当者に申し出ることができます。

第13条 (賠償責任)

- 1 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帶して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

第14条 (利用約款に定めのない事項)

この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他の諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

介護老人保健施設ゆなみ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション 重要事項説明書

1. 事業所の概要

(1) 事業所施設の名称とサービスの種類、地域など

事業所名	介護老人保健施設ゆなみ
所在地	福井県三方上中郡若狭町岩屋61鳥引31番地
連絡先	TEL (0770) 45-3200
介護保険指定番号	訪問リハビリテーション (福井県1852480019号)
サービス提供地域	若狭町

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	業務内容
管理者	医師	1名	従事者の管理、利用者に関わる事務管理一般
サービス提供担当者	理学療法士	1名以上	訪問リハビリテーション計画書及び報告書を作成し、訪問リハビリテーションを提供

(3) サービス提供時間帯

営業日	火曜日・水曜日・金曜日
営業時間	午前8時30分～午前10時00分 午後1時00分～午後5時30分
休日	土曜日、日曜日、祝日、お盆（指定する2日間）、 12月29日から翌年1月3日

(4) 事業所の目的と運営方針

当事業所は、要介護者または要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営めるよう、利用者の選択に基づき適切な介護保険サービスおよび福祉サービスが多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう支援すること、また、利用者が居宅での生活を一日でも長く継続できるよう、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を提供し、在宅ケアを支援することを目的としています。

その目的を達成するために、利用者の意思および人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業所に不当に偏することのないように事業を実施するとともに、公平中立に關係市町、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との綿密な連携を図るものとします。

2. サービス内容

要介護状態または要支援状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能や活動の維持・回復を図ります。

3. 費用

(1) 料金表

(令和6年6月1日 現在)

【要支援1～2の方】

【介護保険適用項目】		利用料金	
基本料金	介護予防訪問リハビリテーション (1回20分)	回	298円
加算料金	サービス提供体制強化加算Ⅰ	回	6円
	短期集中リハビリテーション加算 【退院(所)又は認定日から3月以内】	日	200円
	退院時共同指導加算	回	600円
	特別地域加算	回	+15%

【要介護1～5の方】

【介護保険適用項目】		利用料金	
基本料金	訪問リハビリテーション (1回20分)	回	308円
加算料金	短期集中リハビリテーション加算 【退院(所)又は認定日から3月以内】	日	200円
	認知症短期集中リハビリテーション加算 【退院(所)又は訪問開始日から3月以内】	日	240円
	リハビリテーションマネジメント加算(口)	月	213円
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	回	6円
	退院時共同指導加算	回	600円
	特別地域加算	回	+15%

- ① 介護保険給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割～3割です。但し、介護保険給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。
- ② 料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく利用者の居宅サービス計画に定められた目安の時間を基準とします。
- ③ やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。
- ④ 通常の実施地域は若狭町で交通費はかかりません。また通常の実施地域以外でご利用があった場合も交通費はいただけません。

(2) 料金の支払方法

毎月10日までに前月分の請求を郵送または持参させていただきますので、その月の末日までにお支払いください。

お支払い方法は、①口座振替 ②窓口支払い ③口座振り込みの3通りがあります。

(3) その他

利用者の住まいでのサービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気等の費用は、利用者のご負担になります。

4. サービスの利用方法

(1) サービス利用開始

居宅介護支援事業者による居宅サービス計画作成と同時に同意を得て、サービスの提供を開始します。(居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員にご相談ください。)

(2) サービス終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

・お申し出くださればいつでもサービスを終了できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

・人員不足などやむを得ない事情により、サービスを終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

・利用者が2ヶ月以上入院・入所された場合。

・利用者がお亡くなりになられた場合。

④その他

・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

・利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅滞し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず7日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

5. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 訪問リハビリテーションに従事する担当者は、当事業所の医師の診療に基づき、利用者又はご家族に説明し、同意を得た上で、訪問リハビリテーション計画を作成します。作成した計画は利用者に交付します。計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。
- (3) サービス提供を行う職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者的心身の状況や意向に充分な配慮を行います。
- (4) 訪問リハビリテーション職員が体調不良等で訪問することができなくなった場合には、ご利用者と相談の上、介護老人保健施設のリハビリ職員が代わって対応させていただく場合があります。

6. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の変化等があった場合には、事前の打ち合わせにより、主治医・救急隊・身元引受人・親族・居宅介護支援事業所等へ連絡いたします。

	氏名	
主治医	医療機関の名称	
	電話番号	

7. サービス内容に関する苦情

当事業所お客さま相談・苦情担当

担当者 市野 翔太 TEL (0770) 45-3200

※訪問リハビリで外出中の時は、支援相談員までご相談ください

対応時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

当事業所以外に、市町に相談・苦情を伝えることができます。

若狭町役場（上中庁舎） 福祉課	TEL (0770) 62-2703
福井県国民健康保険団体	TEL (0776) 57-1611

<別紙1>

個人情報の利用目的

当事業所では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

1 利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

(1) 介護老人保健施設ゆなみ訪問リハビリテーションでの利用目的

- ①当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ②介護保険事務
- ③介護サービス利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
 - ・サービス利用開始・中止の管理
 - ・会計・経理
 - ・事故等の報告
 - ・利用者の介護・医療サービスの向上

(2) 他の事業者への情報提供を伴う利用目的

- ①当事業所が利用者等に提供するサービスのうち
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ・家族等への心身の状況説明
- ②介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託
 - ・審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ③損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- ④利用者が新型コロナウイルス感染症陽性となった場合、又は施設内で集団感染が発生した場合の県や市町村への報告

2 上記以外の利用目的

(1) 当事業所内部での利用に係る利用目的

当事業所の管理運営業務のうち

- ・医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・当事業所において行われる学生の実習への協力
- ・当事業所において行われる事例研究

(2) 他の事業所等への情報提供に係る利用目的

当事業の管理運営業務のうち

- ・外部監査機関への情報提供